

受験回数制限の緩和について

現行制度

【受験期間・回数制限】

法科大学院課程の修了の日又は司法試験予備試験の合格発表の日後の最初の4月1日から5年の期間内に3回の範囲内で受験することができる(司法試験法4条)。

【制度趣旨】

- 旧司法試験下 ①受験競争の激化→受験技術優先傾向に伴う質の低下への懸念
↓
②多数の「司法試験浪人」による社会的損失
- 新しい法曹養成制度
① 法科大学院における教育の成果が薄れないうちに司法試験を受験させる
② 受験生の滞留を回避し、本人に早期の転進を促す

改正の必要性

- 司法試験合格率の低迷: 単年合格率25%程度, 累積合格率で5割程度
↓
法曹を目指すことの高リスクと感じられ, 法曹を目指すことを敬遠する一因
- 法科大学院を修了して受験資格を取得してもすぐに受験しない「受け控え」
↓
受験期間と受験回数を一致させれば, 全ての受験生が法科大学院教育の効果が最も高いときから間断なく受験することになる。



改正案

法科大学院課程の修了の日又は司法試験予備試験の合格発表の日後の最初の4月1日から5年の期間内に5回, 受験することができることとする

(なお, 改正法施行時に既に法科大学院修了等から5年を経過した者については, 法科大学院教育の成果が維持されると考えられる期間を過ぎているため, 受験資格を復活させる経過措置はとらない)